



# Australia



**大東文化大学**  
Daito Bunka University

**春休み  
短期語学留学**

**オーストラリア  
ゴールドコースト**

**グリフィス大学付属  
語学学校英語研修**

**2026年2月14日～3月9日(24日間)**

# Gold Coast

## ゴールドコーストの魅力



### 親日家が多く大変治安が良い

オーストラリアは気さくで陽気な方や親日家が多いことで知られています。ゴールドコーストはシドニーやメルボルンなどの都市部と比較すると、犯罪率が低く治安も良いです。のでご家族としても安心して送り出すことができます。



### 温暖な気候

ゴールドコーストの晴天日は約300日以上で年間の平均気温は約24度。冬(6~8月)でも日本の秋ほどの気温です。朝晩は少し寒い日もありますが、シドニーやメルボルンほど冷え込むことはありません。



### 日本との時差は1時間だけ

日本との時差はわずか1時間(ゴールドコーストは日本時間に1時間プラス)です。ので時差ボケもなく、日本のご家族やお友達との連絡も時差を気にする必要がありません。



### 美しいビーチと豊かな自然

世界有数のリゾート地として美しいビーチが有名で、青く透き通った海、40キロ以上にわたり真っ白な砂浜が続いています。ペリカンやオウムなどの野鳥をはじめ、動物園ではコアラやカンガルーと触れ合うこともできます。



### Point 1

#### 充実した設備と美しいキャンパス

グリフィス大学はゴールドコーストとブリスベンに巨大なキャンパスを構える非常に大きな公立大学です。ゴールドコーストの教育機関のなかでベストと言われるほど、設備が充実しています。キャンパスの施設は基本すべて利用できますので、図書館や学生食堂、カフェ、郵便局、書店などすべて利用可能です。路面電車(トラム)やバス停とも隣接して通学も便利です。

### Point 2

#### オーストラリア全土でもトップレベルの講師陣とクオリティー

オーストラリアの語学学校のなかでトップ10に選出された実績もある経験豊富な教師陣が充実したカリキュラムを提供しています。クラスは少人数制で、会話やディスカッションなど実践的な授業も組み込まれています。コロナ中はオンラインが中心でしたが、現在はほぼ対面での授業に戻っています。

### Point 3

#### 留学生の国籍が多彩

大学付属語学学校はどの国でも中国系や韓国系学生が大変多い傾向がありますが他語学学校と比較してヨーロッパや東南アジア、中東からの学生も多く国際色が多彩です。また、将来的にグリフィス大学進学予定の学生も多く、意識の高い学生が多いのも特徴です。

## Griffith Uni

### グリフィス大学附属語学学校の魅力

### Point 4

#### 勉強に集中できる環境

ゴールドコースト・サウスポートの内陸部にあり、非常に落ち着いたエリアにありますので、周辺に質の良いホームステイ先も多いです。また路面電車(トラム)で10分ほどでサウスポートの中心地に行くことができます。

## School Information

## Griffith English Language Institute (GELI)

### グリフィス大学附属語学学校

<https://www.griffith.edu.au/international/griffith-english-language-institute>

- 学生数 : 約200人
- レベル数 : 5レベル(初級~上級)
- クラス人数 : 平均12~18名(最大18名)
- 修了証明書 : 発行可能

#### 時間割り(サンプル)

9:00 - 10:00	10:00 - 11:00	11:00 - 11:30	11:30 - 12:30	12:30 - 13:30
授業 (コミュニケーション)	授業 (リスニング)	ランチ休憩	授業 (コミュニケーション)	授業 (リスニング・発音)



- 奨学金給付 プログラム
- 美しいビーチと大自然に囲まれた 好環境
- 成田⇄ブリスベンのカンタス 直行便 利用
- 勉強に集中できる 落ち着いた環境
- 大学内の充実した設備 を利用可能
- バス用カードと 現地用SIM付き で安心
- 大学進学を目指している非常に目的意識の高い 多国籍の学生と共に受ける授業
- 3週間の授業時間は 合計60時間 たっぶり確保
- オーストラリア屈指の講師陣と質の高い授業
- 現地日本人スタッフ が研修最後までしっかりサポート
- 2回の 週末アクティビティー (動物園&テーマパーク)
- クラスはオープンクラス レベルチェック試験を受けて、自分に合ったクラスで勉強



## Information

### プログラム概要

- 研修日程 : 2026年2月14日(土)~3月9日(月) [24日間]  
 留学先 : オーストラリア・ゴールドコースト  
 研修先 : グリフィス大学附属語学学校(GELI)  
 参加費用 : 588,000円(為替レートにより変動いたします)  
 引率 : 同行なし※現地日本人スタッフ対応  
 募集締切 : 2025年11月7日(金)  
 募集人数 : 定員18名(先着順)  
 主催 : Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP)

※参加人数が10名に満たなかった場合は研修内容・費用を変更する場合がございます。

### ■ 単位認定について ■

本研修プログラムは各学科指定科目との単位振替が可能です。

詳細は国際交流センターへお問い合わせください。

ただし、過去の語学留学研修参加履歴により認定できない場合がありますので、必要な方は事前に自分が所属する学部事務室へお尋ねください。

動画で  
チェック!

・ゴールドコーストについて



・グリフィス大学について



現地の情報や学校の情報を  
動画をチェックしよう!!





日程	行動予定	宿泊
2/14(土)	成田空港集合 空路ブリスベンへ(成田20:00発 QF62便)	機内泊
2/15(日)	ブリスベン空港到着(朝7:25) 送迎バスにてゴールドコーストへ移動、各自ステイ先へ	ホームステイ
2/16(月) ゝ 2/20(金)	英語研修及び多国籍学生と交流	ホームステイ
2/21(土)	週末アクティビティー(動物園&ビーチ散策)	ホームステイ
2/22(日)	自由行動	ホームステイ
2/23(月) ゝ 2/27(金)	英語研修及び多国籍学生と交流	ホームステイ
2/28(土)	週末アクティビティー(ドリームワールド又はムービーワールド)	ホームステイ
3/1(日)	自由行動	ホームステイ
3/2(月) ゝ 3/5(木)	英語研修及び多国籍学生と交流	ホームステイ
3/6(金)	英語研修及び多国籍学生と交流 (午後) 修了証書授与	ホームステイ
3/7(土)	自由行動	ホームステイ
3/8(日)	自由行動	ホームステイ
3/9(月)	グリフィス大学集合後、バスにてブリスベン空港に移動 空路成田空港へ(ブリスベン9:20発 QF61便) 成田空港着(17:30)各自帰宅	

※上記の日程は現地の都合により、変更になる場合があります。予めご了承ください。



## プログラム費用：約588,000円

(※為替レートにより変動します。)

### <費用内訳>

旅行代金	約272,000円
グリフィス大学付属語学学校研修費用	約307,000円
海外旅行傷害保険(大学一括加入)	約9,000円
合計	約588,000円

### <含まれるもの>

往復航空券/空港諸税/空港施設使用料/海外旅行傷害保険/現地空港往復送迎費用/ホームステイ費用(平日2食・土日3食)/語学学校費用(入学金、授業料)/週末アクティビティー2回分費用(送迎込み)/バス・電車用カード(交通費20ドル運賃含む)/現地SIMカードまたはポケットWi-Fi(30GB)

### <含まれないもの>

自宅⇄成田空港間の交通費/旅券(パスポート)取得のための印紙代・証紙代/超過手荷物料金/ETA(観光ビザ)取得手数料(20ドル)/個人的性質の諸費用(平日のランチ代、交通費、お小遣い、お土産代などの諸経費)



出発までの流れ

日程	予定
10月8日(水)、9(木)、14(火)	各キャンパスにて募集説明会開催
10月8日(水)	参加申し込み受付開始(先着順、定員になり次第締め切り)
11月7日(金)	参加申し込み締め切り
11月10日(月)	参加者確定 ※プログラム費用確定
11月21日(金)	プログラム費用振込み締め切り&パスポートコピー提出締め切り
1月上旬	第一回事前説明会(研修プログラム内容、今後の手続きの流れご説明など)※オンラインを予定
1月下旬	第二回事前説明会(現地情報や出発前の注意点)※オンラインを予定
2月上旬	最終案内(メールにて最終日程、空港集合場所の確認やホームステイ詳細の送付)
2月14日(土)	出発

グリフィス大学付属語学学校英語研修プログラムお申込書をご記入後、お申込書をスキャンのうえ、メール添付にてご送付ください。

送付先 E-mail : [info@gcryugaku.com](mailto:info@gcryugaku.com)

※募集締め切り : 2025年11月7日(金)

※募集人数18名(お申し込み先着順、定員になり次第締め切り)

※参加人数が10名に満たなかった場合は研修内容・費用を変更する場合がございます。



方法  
お申し込み



プログラムの  
費用の支払い



主催・  
お問い合わせ

参加者はプログラム費用全額を11月21日(金)までに、下記の振込先にお振込みください。プログラム費用確定金額は、11月10日(月)にMirai Bridgeよりメールにて送付される請求書をご確認ください。



弊社Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP) は、2023年10月よりラグザスグループの一員となっております。留学費用のお支払いはRAXUSグループである(株)ラグザス・クリエイトにてお受けさせていただきます。

RAXUSグループHP : <https://raxus.inc/>

■振込先■

銀行名: 三井住友銀行

支店名: 西野田支店

預金種目: 普通

口座番号: 7543776

口座名: カ) ラグザスクリエイト

## Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP)

住所 : [本社]

Suit 2610 Level 6 Southport Central Commercial Tower 2

5 Lawson Street, Southport QLD 4215 Australia

: [日本オフィス]

大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB 18階

電話 : 07-5679-5983 (オーストラリア国内から) 06-7661-0611 (日本国内から)

web : <https://gcryugaku.com/>

Email : [info@gcryugaku.com](mailto:info@gcryugaku.com)

担当 : 齋木航(サイキワタル)/内村政則(ウチムラマサノリ)

# Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP)お申し込み規約

## 第1条 (適用範囲)

1. 当社が旅行者との間で締結する研修旅行プログラムに関する契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2. 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

## 第2条 (旅行契約の内容)

当社は、本研修旅行プログラムにおいて、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 第3条 (手配代行者)

当社は、本研修旅行プログラムの履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第4条 (契約の申し込み)

1. 募集要項に記載されたプログラムの内容に関し、当社に本研修旅行プログラムの申し込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

2. 本研修旅行プログラムの参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

3. 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

## 第5条 (契約締結の拒否)

当社は、次に掲げる場合において、本研修旅行プログラム契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) その他当社の業務上の都合があるとき。

## 第6条 (契約の成立時期)

本研修旅行プログラム契約は、当社が契約の締結を承諾し、第4条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

## 第7条 (旅行代金)

旅行者は、指定された期日までに、当社に対し契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

## 第8条 (契約内容の変更)

1. 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 第9条 (旅行代金の額の変更)

1. 本研修旅行プログラムを実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金や研修料金が、著しい経済情勢の変化や為替レートの変動等により、本研修旅行プログラムの募集要項に明記された適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加又は減少することができます。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、本研修旅行プログラム契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 第10条 (旅行者の解除権)

1. 旅行者は、いつでも別表に定める取消料を当社に支払って本研修旅行プログラム契約を解除することができます。

2. 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく本研修旅行プログラム契約を解除することができます。

(1) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3. 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

4. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

## 第11条 (当社の解除権等-旅行開始前、開始後の解除)

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前又は旅行開始後に本研修旅行プログラム契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(2) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(3) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

2. 当社が前項の規定に基づいて本研修旅行プログラム契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けしていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

## 第12条 (旅行代金の払戻し)

当社は、旅行代金が減額された場合又は本研修旅行プログラム契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して15日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

## 第13条 (契約解除後の帰路手配)

1. 当社は、旅行者が旅行開始後に本研修旅行プログラム契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2. 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

## 第14条 (当社の指示)

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

## 第15条 (保護措置)

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 第16条 (免責事項)

1. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

2. 当社は本研修旅行プログラム提供に関して、教育機関、運輸機関、宿泊施設、送迎業者やツアー業者など本研修旅行プログラムに関する機関を代理媒介するものであり、サービス内容や情報は各機関、業者より受けた情報をもとに提示しております。常に最新の情報の提供に努めておりますが、記述の相違や脱落に起因するお客様の損失についての責任は負いかねます。

## 第17条 (責任賠償保険)

当社、教育機関、運輸機関、宿泊施設、送迎業者やツアー業者など本研修旅行プログラムに関する機関は全て責任賠償保険(PUBLIC LIABILITY)に加入しております。これはオーストラリア国内で最も一般的な任意保険の一種でお客様への損害賠償を目的とした保険です。この保険の適用は、該当する機関の過失がオーストラリアの国内法律に基づき裁判によって判定され、オーストラリアの国内の規定によるものとします。偶発的に起きた事故(第三者起因の物、動物、自然現象等)又はお客様の過失によって起きた事故に関しては適用されません。

## 第18条 (海外旅行傷害保険)

本研修旅行中に発生した事故、怪我、病気などの治療費、旅行者の過失による損害賠償請求、携行品紛失や盗難の補償などに対応するため、旅行者は大学指定の海外旅行傷害保険に加入する義務があります。

## 第19条 (旅行者の責任)

1. 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2. 旅行者は、本研修旅行プログラム契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の本研修旅行プログラム契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## <別表>

### 取消料

研修開始日の前日から起算してさかのぼって50日目に当たる日以降に解除する場合	取消手数料4万円
研修開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合	取消手数料4万円 + グリフィス大学付属語学学校返金規定に従い、語学学校キャンセル料金とホームステイキャンセル料金
研修開始日の前々日以降に解除する場合、又は旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	研修代金の100%

# グリフィス大学付属語学学校英語研修プログラムお申込書

お申込日：202 年 月 日

在 籍	学部名			
	学科名	学籍番号		
氏 名	フリガナ	●性別 (男・女)		
		●生年月日(西暦 年 月 日生)		
	ローマ字 ※ヘボン式で記入	●年齢 満 歳		
	●国籍 ( )			
現 住 所	フリガナ			
	〒	自宅電話		
		携帯電話		
Eメール アドレス	PC :			
	携帯電話 :			
保 護 者	フリガナ	続 柄		
	氏名			
	フリガナ	自宅電話		
	住所	携帯電話		
緊 急 連 絡 先	フリガナ	関 係		
	氏名			
		電話番号		
健康状態	※アレルギーやアトピー性皮膚炎、喘息等の持病があれば記入してください。			
語 学 学 習 歴	TOEIC/TOEFL ( )点 受験年 ( )	海外 渡航 経験	( )回	国名 ( )
	英検 ( )級 受験年 ( )			
	その他 ( )			
パスポート	1. 有り 2. 無し 3. 申請中(発行予定日:202 年 月 日)			
	↳ パスポート番号	有効期限	20 年 月 日	
<p>Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP) お申し込み規約の内容を十分理解し、同意します。</p> <p>ご署名： <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> 日付：202 年 月 日</p> <p>※ヘボン式ローマ字では、特に次の記入方法に注意してください。 し/SHI ち/CHI つ/TSU ふ/FU じ・ぢ/JI しゃ/SHA ちゃ/CHA じゃ/JA 等</p> <p>※個人情報の取扱について ここに記載された個人情報については、個人情報保護法に基づき、海外留学およびそれに伴う事務手続きに限り、適正に取り扱います。</p> <p>※海外留学に関する連絡先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP) TEL : 06-7661-0611 (日本国内から) Email: info@gcryugaku.com</p> </div>				

## ■ お申込書送付方法 ■

お申込書は直筆署名・押印後、スキャンしたファイル（スマホ等で撮影し、PDF化したファイル）をメール添付して下記へお送り下さい。

➡ Email [info@gcryugaku.com](mailto:info@gcryugaku.com)



<http://gcryugaku.com>

## Mirai Bridge (TMR GLOBAL GROUP)

[オーストラリア現地オフィス]

Suite 2610 Level 6 Southport Central Tower 2

5 Lawson Street Southport QLD 4215 Australia

[日本オフィス]

大阪府大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪タワーB 18階

TEL:07-5679-5983(オーストラリア国内)

TEL:06-7661-0611(日本国内から)

Email:info@gcryugaku.com